

資料 9 自然環境局の諸問題について

2011年1月14日（金）

自然環境局

- ・ 資料9－1 生物多様性条約締約国会議第10回
締約国会議の結果について
- ・ 資料9－2 地域における多様な主体の連携に
よる生物の多様性の保全のための活動の促進
等に関する法律について

生物多様性条約第10回締約国会議の結果

いのちの共生を、
未来へ



Life in Harmony,
into the Future

平成23年1月14日
環境省自然環境局

■ 経緯

- 1992・5 採択
- 1992・6 国連環境開発会議
(リオ・サミット)で署名
- 1993・5 日本が条約を締結
- 1993・12 条約発効

■ 条約の目的

- ①生物の多様性の保全
- ②生物多様性の構成要素の
持続可能な利用
- ③遺伝資源の利用から生ずる
利益の公正で衡平な配分

- 締約国数 193ヶ国
[EUを含む 米は未締結]

- 条約事務局
カナダ・モントリオール

◆ 2010年目標

- ・「生物多様性の損失速度を2010年
までに 顕著に減少させる」という目標
- ・2002年のCOP6(オランダ・ハーグ)で採択

◆ 生物多様性国家戦略

- ・締約国は、条約第6条に基づき生物
多様性国家戦略を策定
- ・2010年3月に、生物多様性基本法に
基づく「生物多様性国家戦略2010」を
閣議決定。

◆ 締約国会議

- (COP: Conference of the Parties)
- ・条約の実施等に関する意思決定を
行う場。概ね2年に1度開催



生物多様性条約第10回締約国会議 (CBD-COP10)



■ COP10日本開催 ■

■ 期 間： **2010年10月18日(月)～29日(金)**

■ 閣僚級会合 10月27日～29日

■ カルタヘナ議定書第5回締約国会議(MOP5) 10月11日～15日

■ 場所： 名古屋国際会議場

■ 参加者： 締約国180カ国、国際機関、NGO等オブザーバー 他

■ 参加者数： 13,000人以上 (締約国・オブザーバー・報道関係者・スタッフ)

■ 公式サイドイベント数： 約350

■ 標語： 「いのちの共生を、未来へ」
“Life in Harmony, into the Future”

■ 関連会議・イベント

■ 生物多様性に関する国会議員会合など

■ 生物多様性交流フェア (11万8千人以上)



全体会合



作業部会 I



作業部会 II



交渉グループ
ABS 非公式

予算委員会

コンタクト
グループ

コンタクト
グループ

コンタクト
グループ

コンタクト
グループ

コンタクト
グループ

小グループ

小グループ

小グループ

議長の友会合

小グループ



1. 新戦略計画（愛知目標）

■長期目標 【Vision】

- 「自然と共生する（*Living in harmony with nature*）」世界
- 「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、そして賢明に利用され、それによって生態系サービスが保持され、健全な地球が維持され、全ての人々に不可欠な恩恵が与えられる」世界

■短期目標（2020年）【Mission】

生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する。

◇これは2020年までに、

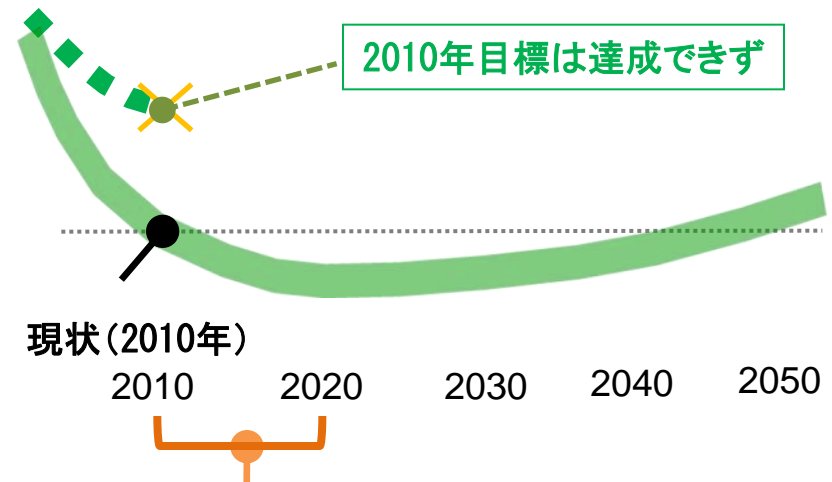
- ・ 抵抗力のある生態系と、
- ・ その提供する基本的なサービスが継続されることを確保。

この結果

地球の生命の多様性が確保され、人類の福利と貧困解消に貢献。

◇これを確保するため、

- ・ 生物多様性への圧力の軽減、
- ・ 生態系の回復、
- ・ 生物資源の持続可能な利用、
- ・ 遺伝資源の便益を公正かつ衡平に配分、
- ・ 適切な資金資源の提供、
- ・ 生物多様性の問題の主流化 などを進める。



■2011年からの10年間を「国連生物多様性の10年」とすることを提案

国際社会、市民社会が一体となって生物多様性の損失を抑えるための重点期間と位置づけ(2010年5月に提案)

ポスト2010年目標(愛知目標)

■ 20の個別目標【Target】

目標1：人々が生物多様性の価値と行動を認識する。

目標2：生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合には国家勘定、報告制度に組み込まれる。

目標3：生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される。

目標4：全ての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する。

目標5：森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する。

目標6：水産資源が持続的に漁獲される。

目標7：農業・養殖業・林業が持続可能に管理される。

目標8：汚染が有害でない水準まで抑えられる。

目標9：侵略的外来種が制御され、根絶される。

目標10：サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する。

目標11：陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される。

目標12：絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される。

目標13：作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される。

目標14：自然の恵みが提供され、回復・保全される。

目標15：劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する。

目標16：ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される。

目標17：締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する。

目標18：伝統的知識が尊重され、主流化される。

目標19：生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される。

目標20：戦略計画の効果的実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する。



2. 遺伝資源の取得と利益配分（ABS）に関する名古屋議定書

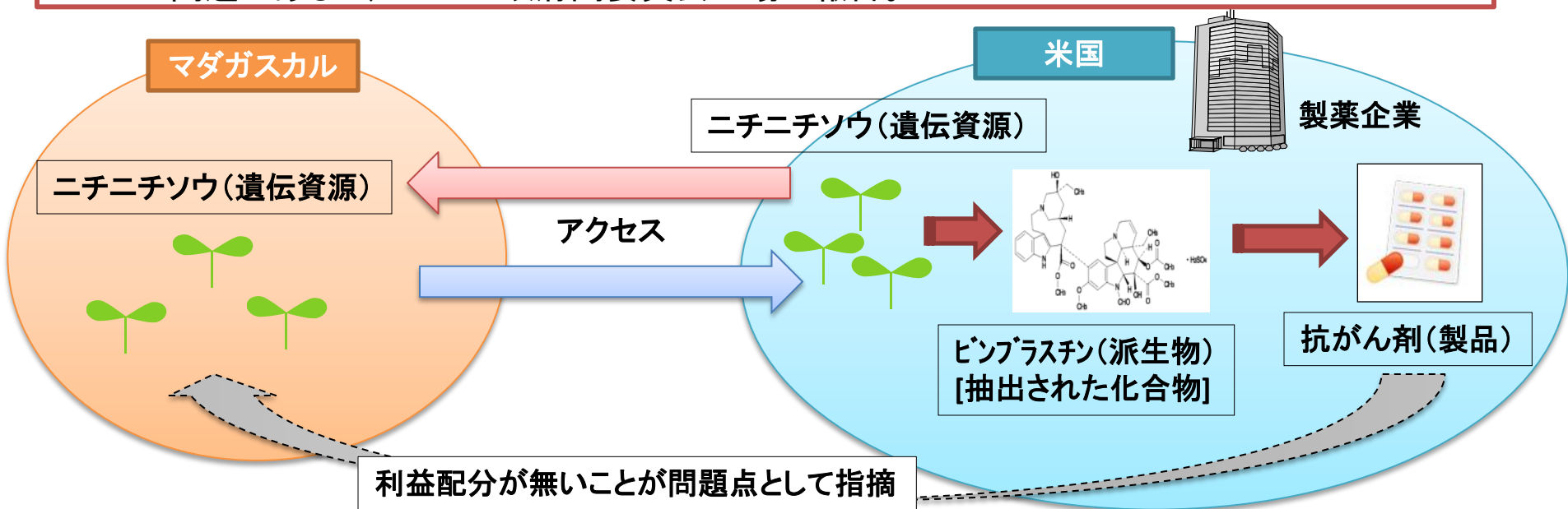
ABSが注目されるきっかけとなったニチニチソウ

1950年代初頭：米・製薬企業の研究員が、マダガスカル島で糖尿病治療の民間薬として伝統的に用いられてきたニチニチソウに着目して研究を開始。

1961年：同企業がニチニチソウを基に、白血球を減少させるアルカロイドを抽出、それを基に医薬品を開発し特許を取得。巨額の利益を得る。これにより、小児白血病の生存率が大きく上昇。

1988～1992年：UNEPの政府間委員会において、生物多様性条約の起草作業が開始。

1992年：NGOが本件を例に、遺伝資源の原産国や地域住民に利益が還元されないことは問題であると、UNEPの政府間委員会の場で報告。



遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)

生物多様性条約上の規定

- ・ 「各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有する」 (第15条 1項)
- ・ 「他の締約国が遺伝資源を (中略) 取得することを容易にするような条件を整えるよう努力」 (第15条 2項)

しかしながら
現状は

- ・ 既に遺伝資源の取得に厳しい規制を設けた独自の国内法や、手続きが不明確なため、円滑な利用ができない国もある。
- ・ 一部の提供国は、提供国の国内法に違反した遺伝資源の利用が行われていると主張。
※任意のガイドラインは存在 (2002年 COP6でボン・ガイドラインを採択。)

利用国と提供国それぞれの問題意識

利用国 (主に先進国)

提供国でのアクセスに対する厳しい規制により、円滑な利用ができないのは問題。

→ 确实、明確、透明なアクセス要件を求める。

提供国 (主に途上国)

提供国の同意を得ずに無断で持ち出された遺伝資源の不正利用を規制できないのは問題。

→ 利用国でも提供国の国内法の遵守を義務化する 法的拘束力ある議定書を求める。

国際的枠組みの目指すべき方向

- ① 遺伝資源への円滑なアクセスの確保
- ② 開発した医薬品等の人類の福利への貢献
- ③ 得られた利益の適切な配分による世界的な生物多様性保全の推進

により 途上国と先進国の両方に利益 (win-win) となる仕組みを目指す。



ABSに関する名古屋議定書の概要

目的

遺伝資源の利用から生じた利益を公正かつ衡平に配分することによって、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献する。

遺伝資源の利用

「遺伝資源の利用」とは、バイオ・テクノロジーの適用を含む、遺伝資源の遺伝的、生物化学的な構成に係る研究開発の実施を意味すると定義。

範囲

この議定書は、生物多様性条約の範囲の遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識並びにそれらの利用により生じる利益に適用。

公正かつ衡平な利益配分

遺伝資源及びそれに関連する伝統的知識の利用により生じる利益は、相互合意条件(契約)に基づき当事者間で公正かつ衡平に配分される。

アクセス

事前同意を求める各締約国は、ABSに係る国内法や要件の法的確実性、明確性、透明性を確保する。

特別の考慮

非商業目的の研究に係るアクセスへの簡易な措置、人や動植物の健康に脅威又は損害を与える現実の又は差し迫った緊急事態における特別の対応を考慮。

利益配分のための多国間メカニズム

各締約国は、国境を跨ぐ遺伝資源の場合、事前同意を得ることができない場合に、公正かつ衡平な利益配分を実現するための多国間メカニズムの必要性を検討。

ABSに係る国内法又は規制に関する遵守

各締約国は、自国内で利用される遺伝資源が、他国のABS国内法・規制で求められるとおり、事前同意に従ってアクセスされ、相互合意条件が締結されていることを促進するために、適当で効果的で均衡のとれた措置を実施。⇒各締約国の措置には自由度、裁量が認められる。

遺伝資源の利用に係る監視

各締約国は、適当な場合には、遺伝資源の利用に関する監視のために一つ以上のチェックポイントを指定。チェックポイントは、状況に応じて利用者に情報提供を求め、研究、開発、商品化などの各段階で情報収集する機能を持つ。

3. IPBES (生物多様性版IPCC)

(生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム)
Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services

【目的】 生物多様性に関する科学と政策のつながりを強化し科学を政策に反映させる

- 国連環境計画(UNEP)の主導により、生物多様版IPCCの設立を検討
- 我が国はIPBES設立を支持、各国へ働きかけ
- 2010年6月:韓国で開催された第3回政府間会合において、IPBES設立に基本合意



■ 活動内容・体制

- ・新たな研究活動は行わないが、科学情報のニーズを特定し、関係団体との対話により、新たな知見の生成を促進
- ・世界規模及び地域レベルのアセスメントを実施、政策立案・実施への活用を支援
- ・能力養成活動への資金支援等の実施
- ・独立した政府間機関として、1つ又は複数の既存の国連組織により運営

COP10

第65回国連総会に対し、IPBESの早期設立について検討を奨励する決議を採択

4. SATOYAMAイニシアティブ

■ 背景

- 生物多様性を保全していくには

原生的な地域を保全するだけではなく「里山」のように人の影響を受けて形成・維持されてきた二次的自然環境の保全や再活性化も同じく重要。

- こうした地域は世界中で見られるが

都市化や産業発展、急激な人口の増加・減少などの理由により、多くの場所で危機にさらされ、既に失われてしまったところも多い。



日本（東アジア）



インドネシア（東南アジア）



マラウィ（アフリカ）



ドイツ（ヨーロッパ）



オーストラリア（大洋州）

■ 目的

自然共生社会の実現を通じ、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理を推進し、人間の福利向上及び生物多様性条約の目的の達成に資する。

SATOYAMAイニシアティブ

国際パートナーシップを通じた取組の促進

長期目標と3つの行動指針

多様な生態系のサービスと価値の確保のための知恵の結集

長期目標
自然共生社会の実現

新たな共同管理のあり方の探求

伝統的知識と近代科学の融合

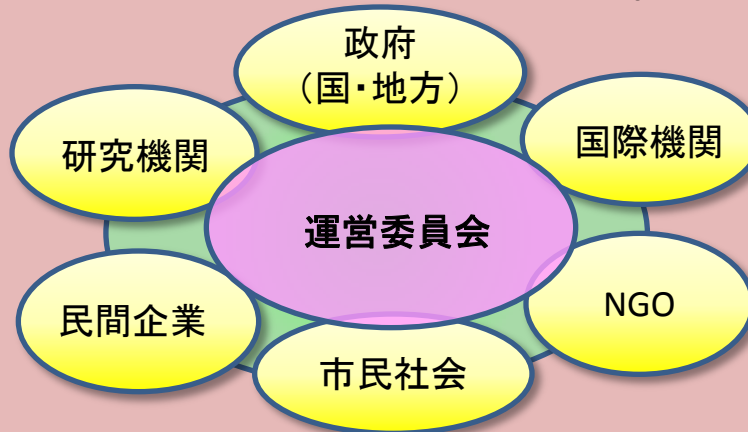


具体の取組を進めていく上での5つの視点

- ① 環境容量・自然復元力の範囲内での利用
- ② 自然資源の循環利用
- ③ 地域の伝統・文化の価値と重要性の認識
- ④ 多様な主体の参加と協働
- ⑤ 社会・経済への貢献

現場での取組を促進

SATOYAMAイニシアティブ 国際パートナーシップ (IPSI)



具体的な取組

情報の収集・分析と共有

広範で効果的な研究の推進

援助プロジェクトの促進

人材育成・能力開発の推進

ネットワークの構築

9カ国の政府を含む51団体で発足
(10月19日)



5. 生態系と生物多様性の経済学

(TEEB : The Economics of Ecosystems and Biodiversity)

TEEB: 地球規模での生物多様性の経済的価値に注目し、生物多様性の損失や生態系の劣化に伴う費用の増加を取り上げ、科学や経済の専門家をつなげることで、今後の実行可能な施策立案を可能とするための国際的なイニシアティブ。

平成19年3月 G8環境大臣会合 (ドイツ・ポツダム)

- 「ポツダム・イニシアティブー生物多様性2010」が支持され、生物多様性の地球規模の損失に関する経済的評価の重要性が指摘される。



ドイツ政府がドイツ銀行のスクデフ氏を中心に研究を開始
第1フェーズ: 平成19年5月～平成20年5月

平成20年5月 生物多様性条約COP9 (ドイツ・ボン)

- 閣僚級会合でスクデフ氏よりTEEBの中間報告が発表される。
(TEEBは2つのフェーズで構成。中間報告は第1フェーズの要約。)



第2フェーズをとりまとめ (日本も一部協力)
第2フェーズ: 平成20年5月～平成22年10月(予定)

平成22年10月 生物多様性条約COP10 (名古屋)

- 最終報告書が公表。
経済学的観点から生物多様性の喪失について世界レベルで研究された成果をとりまとめたもの。

TEEB報告書の概要

TEEB チームリーダー
Pavan Sukhdev (UNEP)

UNEP

欧州連合
英国環境・食糧・農村地域省
ドイツ連邦環境・自然保護・原子力安全省

D0(理論)

D1(政策決定者向け)

D2(自治体向け)

D3(ビジネス向け)

D4(市民向け)

日本からのインプット

D2: 環境経済の政策研究チームによる貢献
地方自治体の生物多様性施策についての日本の優良事例を提供。
例)「コウノトリを育むお米」(兵庫県豊岡市)
「地下水涵養による水資源の保護」
(熊本県白川中流域)

D3: 日本の事業者による事例の一覧を提供。



【提言】

① 生態系・生物多様性の価値を経済的に明らかにすることが必要

生態系・生物多様性の価値が様々な意思決定に反映されておらず、その損失を招いている。

② 政策立案や様々な意思決定において、生態系・生物多様性の価値を経済社会で反映できる手法への変更が必要

<具体的な手法の例>

(国・地方政府)

- ・自然資本管理のための政策枠組みの候補(生態系サービスへの支払(日本では森林環境税や生物多様性に配慮された農産品の購入などが事例として該当))や生物多様性に配慮された製品についての調達推進など)
- ・生物多様性の保全等に悪影響を与える補助金の改革
- ・生物多様性の保全等のための規制や税制の導入
- ・保護地域の管理

(事業者)

- ・生態系・生物多様性に関する事業活動のリスクやビジネスチャンスの予測及びこれに基づく事業者の行動
- ・生態系・生物多様性に関する情報システムの構築や目標の設定、計測・評価・報告の実施。



6. 自治体の取組の強化

★生物多様性国際自治体会議（Biodiversity City Summit 2010）

- 日時：2010年10月24-26日
- 主催：COP10支援実行委員会、愛知県、名古屋市
- 共催：生物多様性条約事務局、ICLEI
- 参加者：30ヶ国・249団体（国内自治体129団体、海外自治体56団体、国際機関等64）、679人が参加。

愛知・名古屋宣言の採択

- 都市には世界の半数以上の人々が居住
- 都市と地方自治体は、生態系サービスに大きく依存

★都市と地方自治体の貢献

- ・生物多様性に配慮した都市環境の整備
- ・生物多様性に関する意識啓発
- ・グリーン購入の推進
- ・各種ネットワークの支援 など

★国際的な連携促進

- ・世界各地の地方自治体によるイニシアティブ
- ・その他、各種フォーラム・国際組織を通じた貢献を歓迎

★COP10決議「都市と地方自治体に関する行動計画」の支持

- ・国等への協力
- ・生物多様性地域戦略の策定・実施
- ・持続可能な社会の実現
- ・モニタリングと評価
- ・各種イニシアティブへの参加 など

COP10ハイレベル会合での成果報告

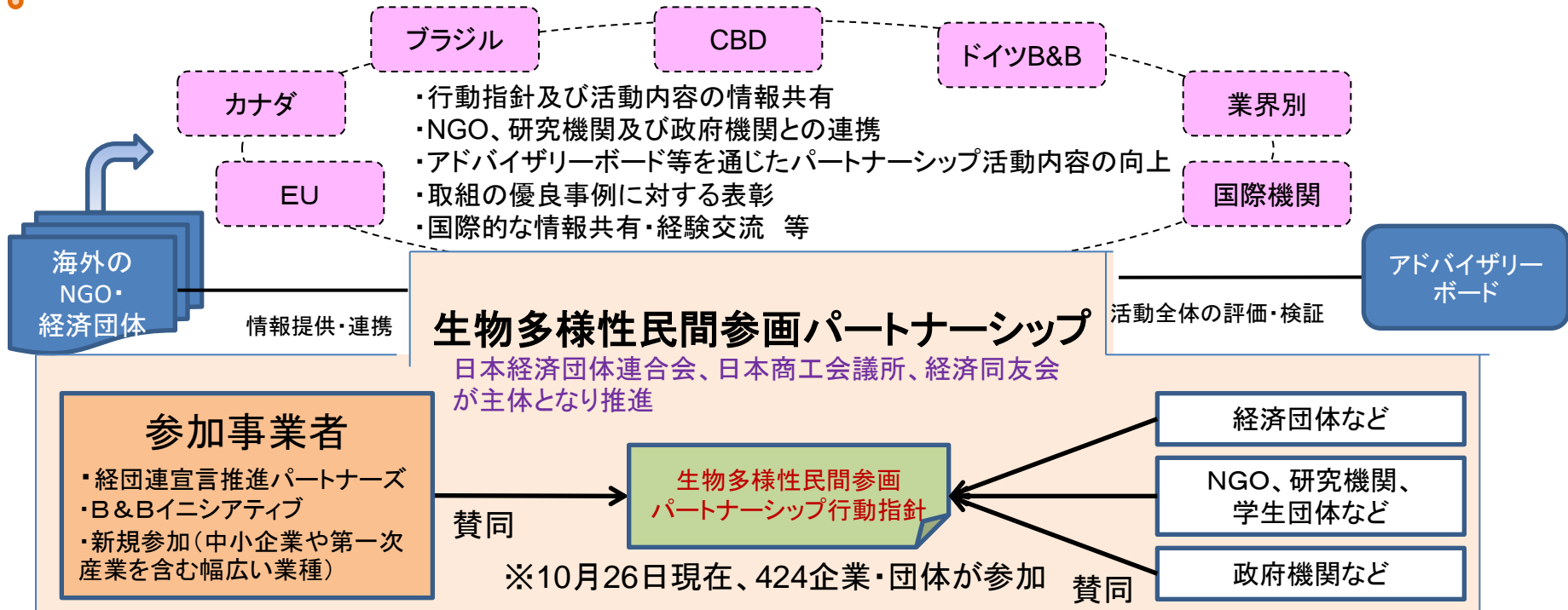
COP10決定

2011年から2020年までの地方自治体の生物多様性に関する行動計画を承認し、締約国や他の政府機関に対し、同計画の実施を奨励する決定を採択。¹⁵



7. 民間参画の推進

生物多様性民間参画イニシアティブ イメージ



生物多様性民間参画パートナーシップ行動指針

1. 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す
2. 生物多様性の危機に対してグローバルな視点を持ち行動する
3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む
4. 資源循環型経営を推進する
5. 生物多様性に学ぶ産業・暮らし・文化の創造を目指す
6. 国内外の関係組織との連携・協力を努める
7. 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する

行動指針の趣旨に賛同し、行動指針(1項目以上)に沿った活動を実践、向上、推進する意思のあることが参加要件

8. 今後の対応（国内対応）

1 生物多様性国家戦略の改定、地域戦略の策定促進

- ・愛知目標を踏まえ、国家戦略を2012年度中の改定に向けて作業に着手。
- ・地方公共団体における生物多様性地域戦略の策定促進。

2 保護区域（国立公園、国定公園）の拡充

- ・生物多様性保全等の観点から重要な地域を全国レベルで調査、国立・国定公園の新規指定・大規模拡張等。

3 海洋保護区についての取組

- ・海洋の生物多様性の保全を総合的に推進することを目的とした海洋生物多様性保全戦略を本年度中に策定。重要海域を抽出するとともに、海洋保護区のネットワーク形成を目指す。

4 希少野生動植物種の保全

- ・種の保存法を始めとした希少野生動植物の保全のあり方の総合的な検討を開始。

5 ABSの国内制度の整備

- ・名古屋議定書の締結に必要な国内制度の検討。

6 国連生物多様性の10年決議を踏まえた各主体の取組促進

- ・「国連生物多様性の10年委員会（仮称）」を設置し、自治体、経済界、NGOなど各セクターによる取組を推進。

7 生物多様性民間参画イニシアティブの支援

- ・経済界主導でCOP10期間中に開始された同イニシアティブへの支援。

今後の対応（国際貢献）

1 生物多様性日本基金

- ・愛知目標の達成のため、生物多様性日本基金を通じた効果的な途上国支援。

2 SATOYAMAイニシアティブ

- ・COP10において発足した、国際パートナーシップに参加する各国・各国際機関等と連携しながら、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理のための取組を推進。
- ・具体的には、事例の収集・分析・情報交換・研究の推進を含め、途上国の自発的な取組を支援。
- ・パートナーシップの第1回会合を今年度内に開催。国連大学高等研究所が暫定事務局を務める。

3 IPBES

- ・設立に向けて積極的に参画し、特にアジア太平洋地域におけるIPBESの活動を主体的に担う。平成23年度予算において、アジア太平洋地域における関係国協議会合の開催を検討中。
- ・本年末の国連総会での決議を経て、設立に向けた作業が進められる見通し。

4 国連生物多様性の10年

- ・愛知目標の達成を目指したフォローアップ。

5 生物多様性の経済評価

- ・TEEB（生態系と生物多様性の経済学）プロジェクトのCOP10での報告を受けて、世界銀行が新たに発足させる「生態系と生態系サービスの価値評価に関するパートナーシップ」に我が国も参加し、5カ年計画で価値測定や国家勘定への組み入れに関する試行やガイドラインの作成を進める。

6 ABS多国間資金メカニズム

- ・名古屋議定書の実施に必要な途上国の能力養成を行うABS多国間資金メカニズムの構築に向けて貢献。

地域における多様な主体の連携による

生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律について

趣旨・背景

◆ 生物多様性が深刻な危機に直面

- 希少な野生動植物の減少
- 二次的自然（里地里山など）の手入れ不足
- 外来種の侵入による生態系の攪乱



地域希少種の減少



シカによる樹木の採食

◆ 地域の特性に応じた保全活動が必要

◆ 生物多様性の保全に対する社会的要請の拡大

- 生物多様性基本法（平成20年）の制定
- 生物多様性条約COP10の開催（愛知県名古屋市）



里山における竹林の伐採

**地域における多様な主体の有機的な連携による
生物多様性の保全のための活動を促進する制度の構築が必要**

制度の概要

◆ 基本方針の策定

- ・環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣による地域連携保全活動の促進に関する基本方針の策定

◆ 地域連携保全活動の促進の枠組み

- ・市町村による地域連携保全活動計画の作成
- ・NPO法人等による計画の案の作成についての提案
- ・自然公園法等の許可等に係る行為については、環境大臣又は都道府県知事の協議・同意
- ・地域連携保全活動計画の作成や実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置
- ・地域連携保全活動計画に従って行う活動については、自然公園法、森林法及び都市緑地法等の許可等を受けなくてもよいとする特例措置

地域連携保全活動
(希少種の餌場となる水辺の整備)

◆ 関係者間のマッチングのための体制の整備

- ・関係者（活動実施者、土地所有者、企業等）間における連携・協力のあっせん、必要な情報の提供・助言を行う拠点としての機能を担う体制を、地方公共団体が整備

◆ 生物多様性保全上重要な土地の保全活動に対する援助

- ・民間主体が行う生物多様性の保全のための土地の取得の促進のための援助
- ・環境大臣が生物多様性保全上重要な土地（国立公園等）を寄附により取得した場合における、当該土地における生物多様性の保全のための意見の聴取

◆ 所有者不明地に関する施策の検討

土地所有者が判明しないこと等により協力が得られない場合における、生物多様性の保全のための制度の在り方について検討し、必要な措置を講ずる

施行期日

法律の公布の日（平成22年12月10日）から起算して1年以内
（基本方針については公布の日）